

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれているため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

第4期横浜市スポーツ推進計画策定支援業務委託

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

提案内容に準ずる

4 業務目的

横浜市民スポーツ意識調査によると、必要性を感じ、関心や意欲がありながらも「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動に十分に組み合っていない市民が多く、スポーツに「ふれる」機会の充実が課題である。また、共生社会の実現に向け、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、誰もがスポーツに親しめる環境の整備が重要となっている。

本市の現状及び課題や国の次期スポーツ基本計画等を踏まえつつ、横浜市中期計画 2026-2029 と目標を共有し、今後のスポーツ振興の方向性を体系的に示すことを目的とした第4期横浜市スポーツ推進計画（以下、「第4期計画」という。）の策定を支援する。なお、第4期計画は計画期間を令和9年度から令和15年度の7年間とし、前期を令和9年度から令和11年度の3年間とする。前期は横浜市中期計画 2026~2029「10にぎわい・スポーツ・文化」の政策指標を最終目標とする。

5 業務内容

ここで掲示されている内容は委託業務内容であり、当プロポーザルでの提案内容は、提案書作成要領を参照すること。

(1) 第4期計画策定検討に向けた調査分析、施策検証、基本目標・取組の提案

ア 横浜市の施策検証

本市の第3期横浜市スポーツ推進計画やスポーツ行政の現状について、本市が提供する事業実績データの活用や受託者によるスポーツ関係団体などへの調査により、現状や課題等を分析し、資料を作成する。

イ 国内外におけるスポーツを取り巻く現状の情報収集及び比較分析

スポーツ基本法の改正を踏まえた次期スポーツ基本計画の情報収集、本市と他都市のスポーツ推進計画の比較分析（5カ所程度）、国内外のスポーツを取り巻く環境などの情報収集を実施し、資料を作成する。

ウ 計画の体系及び必要な目標等と取組、指標等の提案

5(1)ア～イを踏まえ、第4期計画の体系及び必要な目標等と、前期の目標、取組、指標等を提案する。なお、前期は中期計画の政策指標を最終目標とする。あわせて、中期計画の施策体系図を参考に、本市事業（事業計画書単位）の位置付けを明確化したツリー図を作成する。なお、提案する指標等には、こどもたちを対象とした項目を含めること。

(参考) 本市から提供できるデータ

提供データ	備考
横浜市スポーツ推進計画に関連する事業実績データや関連資料 (例：本市開催のスポーツイベント参加人数、開催回数)	現推進計画 取組 1～30、過去 10 年程度
横浜市民スポーツ意識調査データ	過去 10 年程度
本市の全国体力・運動能力、運動習慣等調査（子どもの体力等の調査）等データ	過去 10 年程度

※ その他必要なデータがあれば要調整

(2) 横浜市スポーツ推進審議会の事務局業務

計画策定にかかる審議や意見交換を行うための審議会を開催するにあたり、会議の運営及び会議資料の作成、議事録の作成等の事務局業務を行う。

※ 令和 8 年度開催日程（予定）：6 月、7 月、12 月、2 月の計 4 回を予定。

(3) 横浜市民スポーツ意識調査の質問項目の整理と調査の実施

第 4 期横浜市スポーツ推進計画の指標設定を見据え、新たな質問項目等（(1) ウで提案で提案したこどもたちを対象とした項目に必要な質問項目を含む）を提案したうえで、令和 8 年度横浜市民スポーツ意識調査を実施する。調査は、原則として市内在住の満 18 歳以上の男女約 2,000 人を対象としたモニター調査と市内在住の満 18 歳以上の障害のある方本人または同居する家族 200 人を対象としたモニター調査の 2 種類を実施すること。また、単純集計のほか、クロス集計も実施し、調査結果を報告書にまとめること。なお、前述の新たな質問項目は現状値として把握し、(1) の指標等の設定に反映すること。

(4) 第 4 期計画の方向性案と素案の作成

5 (1)～(2)をもとに、委託者と調整し、第 4 期横浜市スポーツ推進計画の方向性案（A4、8 ページ程度予定）及び素案（A4、50 ページ程度予定）を作成する。

(5) パブリックコメント実施支援

本市がパブリックコメントを実施するにあたり、公開資料（前項で作成した素案の概要版と子ども向けのやさしい概要版）を作成する。また、届いたパブリックコメントの意見集約及び分析を行う。（意見数 1000 件程度見込み）

(6) 委託者との打合せ

月に 1 回程度、市庁舎またはウェブ会議にて行う打合せに出席する。

(7) その他

作成した各種資料は「6 業務スケジュール」のとおり納品すること。また、納品する電子データはマイクロソフト社の Word 形式または Excel 形式、PowerPoint 形式とし、電子メールにて提出すること。

6 業務実施スケジュール（予定）

令和 8 年度

5 月	・契約締結
6 月	・横浜市スポーツ推進審議会 ・横浜市の施策検証
7 月	・横浜市スポーツ推進審議会
7～9 月	・第 4 期横浜市スポーツ推進計画の方向性案作成 ・横浜市民スポーツ意識調査の質問項目の整理
12 月	・横浜市スポーツ推進審議会 ・横浜市民スポーツ意識調査の調査実施

1月	・第4期横浜市スポーツ推進計画の素案作成
2月	・横浜市スポーツ推進審議会 ・パブリックコメント公開資料の作成
3月	・パブリックコメント実施支援
通年	・国内外におけるスポーツを取り巻く現状の情報収集及び調査分析

令和9年度（参考であり、業務内容に含まない）

4月～5月	・パブリックコメントの意見集約及び分析
6月	・横浜市スポーツ推進審議会
6月～7月	・第4期横浜市スポーツ推進計画の原案及び概要版の作成
8月	・横浜市スポーツ推進審議会
9月	・第4期横浜市スポーツ推進計画の冊子版及び概要版の作成
通年	・計画の進捗管理手法の提案

※ スケジュールは、審議会の日程調整等の都合により変更となる場合がある。変更する場合は、受託者と適宜調整の上、決定する。

7 業務進行上の注意

- (1) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、本市の意図について承知の上、作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (2) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (3) 委託者は必要に応じて業務内容を変更することができることとし、この場合、委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- (4) 本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典などは全て明確にしておくこと。
- (5) 調査の手法、対象範囲、サンプル数については、統計学的に有意であること。
- (6) 本業務に関して必要となる備品等は受託者が準備すること。
- (7) 本業務に関するデータは原則として委託者に帰属する。
- (8) 本業務で委託者が提供したデータは、全て返却すること。
- (9) 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て委託者に帰属する。
- (10) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (11) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (12) 本業務従事者が変更となる場合は、同等の従事者を用意し、速やかに委託者に届け出ること。